

1. 電気の供給を受ける契約

- ✓ 裾切り評価に使用する調整後排出係数は「**小売電気事業者が温対法に基づき算定した最新のもの**」でも可である旨明記。併せて排出係数を適用する時期についても例示
- ✓ 排出係数しきい値の設定における「**期ずれ**」に関する説明及び解説資料において次年度の排出係数しきい値を示す旨記載
- ✓ 供給区域別の**裾切りの配点例**を環境省のホームページにおいて公表する旨記載 他

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

- ✓ グリーン購入法に基づく基本方針が改定（令和5年12月22日閣議決定）され、令和6年度から**乗用車**（2030年度の燃費目標値の60%達成レベル→**70%達成レベル**）及び**小型貨物車**の燃費に係る判断の基準の強化されることに伴う変更 他

3. 建築物に係る契約（建築物の維持管理に係る契約、その他の省エネ改修事業に係る契約）

○ 建築物の維持管理に係る契約

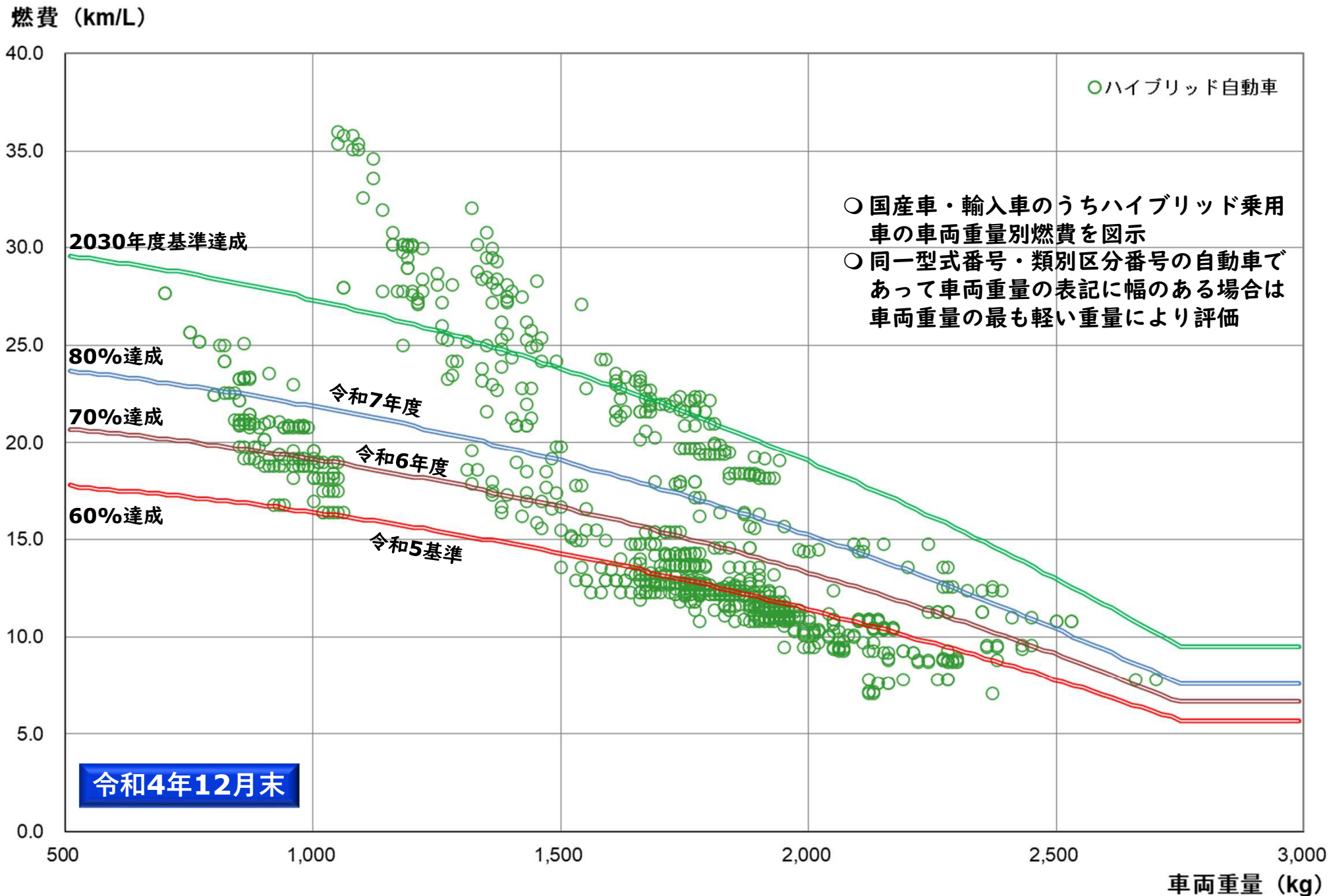
- ✓ **ベンチマーク指標**の算定・公表に関する内容の追記
- ✓ データ計測・分析等に係る業務の分離発注の率先実施を推奨する旨追記 他

○ その他の省エネ改修事業に係る契約

- ✓ 改修に当たって最適化（ダウンサイジングなど）の重要性について追記
- ✓ 契約形態の一つの例としてパフォーマンス契約（効果保証契約）の概要を記載

※ その他として統計情報や実績、資料等の数値の時点修正 等

【参考】HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）



【参考】建物用途別のベンチマーク指標のイメージ

一般事務庁舎の単位面積当たりのCO₂排出量（イメージ）

